

物品・委託等における電子契約の対象範囲拡大について

令和6年10月以降、財政局契約第二課（以下、「契約第二課」）で契約事務を行う随意契約の一部から電子契約を導入しておりますが、令和7年10月より契約第二課が執行する競争入札（物品の調達等）にも電子契約を拡大しますのでお知らせいたします。

1 利用対象

契約担当課が契約第二課である契約（一般競争入札（WT0、条件付）、指名競争入札）のうち以下の案件

- ・ 物品の調達等（物品の購入、修繕、製造及び借入並びに印刷物の制作）
 - ・ 売払
- ※ 上記のうち【自動車・燃料・不用品買受・一般賃貸】は対象外です。
- ※ いずれも、当初契約のみが対象です。変更契約は対象外となります。
- ※ 契約担当課が契約第二課でない案件（発注する各区局・課において直接、入札・契約を行う案件）は引き続き、電子契約の対象外となります

2 適用日

令和7年10月1日以降に横浜市報調達公告版で公告、または指名通知する案件

3 契約締結方式の選択方法

電子入札システムで入札参加する案件の「入札（見積）書作成」画面において、希望する契約締結方式（電子又は紙）を選択します。引き続き、紙の契約書での契約締結を選択することも可能です。

【注意】

横浜市電子契約運用基準（物品・委託等関係）第6条第2項で定められているとおり、入札（見積）書のご提出時に選択いただいた契約締結方式（電子又は紙）は、やむを得ない事情がある場合を除いて、原則として変更できませんので、ご注意ください。

4 契約決定後の事務

- ① 入札時に契約締結方式を電子契約で選択した案件において、落札者となった場合、電子契約システム上での手続きを依頼する電子メールが届きます。
- ② 電子契約システム上で、契約書類データ等の確認や必要書類データ（内訳書等）をアップロードしてください。
- ③ 本市側での書類の確認後、クラウドサインで電子署名を行います。

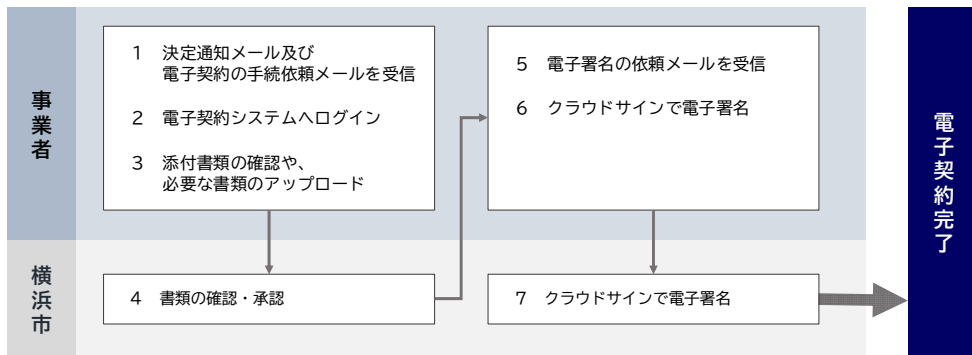
手続きの詳細については、以下の「電子契約マニュアル」をご参照ください。

https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/denshi/denshi_menu/denshikeiyaku_manual_bustui.pdf

5 その他

今後、委託案件についても電子契約の拡大を予定しています。

電子契約の手続きイメージ



よくあるご質問

Q1：電子契約を行うために事前の準備は必要ですか。

A：電子入札システムにログインできる環境（パソコン、インターネット環境等）があれば、特別な準備は不要です。ログインには、入札参加資格審査結果通知でお知らせした、ユーザーIDとパスワードを使用します。

Q2：電子契約を利用するメリットは何でしょうか。

A：メリットとしては以下が挙げられます。

- ・契約書の印刷・製本・押印、持参・郵送等が不要となります。
- ・すべてをインターネット上で完結できるので、業務負担・時間の軽減に繋がります。
- ・印紙代・郵送料金が削減されます。
- ・契約書の保管スペースが不要となります。

Q3：電子契約を利用するのに利用料はかかりますか。

A：電子契約を利用するにあたって、利用料は不要です。

※ インターネット回線を使用しますので、別途データ通信料はかかります。

Q3：電子契約を利用しないことにより、入札に関して不利になることはありますか。

A：契約書締結方式の選択であるため、入札に関する有利不利はありません。

Q4：契約第二課で入札・契約を行う案件以外（各発注区局が直接、入札執行する案件）、変更契約は電子契約の対象となりますか。

A：当面は電子契約の対象外です。段階的に導入を検討していきます。

【お問合せ先】

電子入札システム・電子契約システムの操作に関すること
電子入札ヘルプデスク

TEL：045-662-7992

その他お問い合わせ

財政局契約第二課

TEL：045-671-2248、2186